


## 伊丹特別支援学校進路担当

前回に引き続き今号でもアンケートに対する回答を掲載させていただきます。少しでも皆様の参考になればと思います。



Q. 『生活介護』についてのイメージがまだまだつきにくい。

A. 前回の日中サービス一覧でお伝えしましたが、『生活介護』は文字にすると以下の通りになります。

<h3>生活介護</h3> 	<p>安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象とし、日中の食事、排泄等の介助や入浴支援など、日常生活向上を目的として必要な支援を受けることができます。生活介護施設を利用希望される方は、障害支援区分が区分3以上の方が対象です。</p>
---	--

文字だけだとわかりづらいですね。そんな時にとっておきなのが、進路より保護者の方に配布している『ガイドブック』!! これを活用していただくと大変嬉しいです。基本情報や活動内容等はこちらで確認いただけますとわかりやすいかと思います。

生活介護の中にも、事業所独自のスタイルがあります。

例えば...

送迎あり	↔	送迎なし
医療的ケア対応	↔	対応なし
作業メイン	↔	制作メイン
こじんまり運営	↔	広々と運営



気になる方はご案内しました『事業所見学会』を是非ご活用ください。希望申し込みメ切を今月24日(金)までと設定していますので申し込みをお願いします。

以下には生活介護事業所の運営について更に詳しい内容を表にしました。

人員配置	管理者やサービス管理責任者の配置が義務 ただし管理者の常駐の義務はない
医師	人数に応じて配置が必要だが常駐の義務はない
看護師	常駐でなくてもよい
セラピスト (PTなど)	必要に応じて配置が可能
送迎	送迎を実施する際は送迎加算が発生する →加算で対応できるところは無料で実施してもらえる
生活支援員	人数によって配置を検討 必ず1名以上は常駐する



生活介護の運営にはこのような決まりがあります。

生活介護事業所はほぼ定員がいっぱいな状況です。今から放課後等デイサービスを利用して生活介護へ!! という方の受け入れも難しくなっています。厳しいですね...